

みんなで見守り！高齢者の消費者トラブルを防ごう！

令和8年度 高齢者の 消費者



トラブル110番週間

令和8年9月14日（月）～18日（金）

高齢者の消費者被害防止のため、
上記期間で相談を集中的に受け付けます！
※この期間以外も随時、相談を受け付けています。

保険金をかたる
住宅修理



強引な
訪問買取



しつこい
電話勧誘



次々買わせる
訪問販売



いって消費者トラブル防止啓発キャラクター

高齢者は、健康、お金、孤独の不安を感じている方が多く、トラブルに遭いやすい傾向があります。
だまされても「気づきにくい」、被害に遭っても「誰にも相談しない」などの特徴があることから、
家族や地域の見守りが大切です。

※「高齢者の消費者トラブル110番週間」以外の期間も随時、ご相談を受け付けています。

相談機関名・所在地	相談受付市町村	電話番号	相談受付時間
盛岡市消費生活センター 盛岡市内丸 3-46 (盛岡市役所内丸分庁舎 4階)	盛岡市、八幡平市、 滝沢市、雫石町、葛巻町、 岩手町、紫波町、矢巾町	019-624-4111	【平日】9:00～16:00
岩手県立県民生活センター 盛岡市中央通 3-10-2	県内全域	019-624-2209	【平日】9:00～17:30 【土日】10:00～16:00

* 国民生活センターの身近な相談情報や、注意喚起情報などを回覧・啓発します！

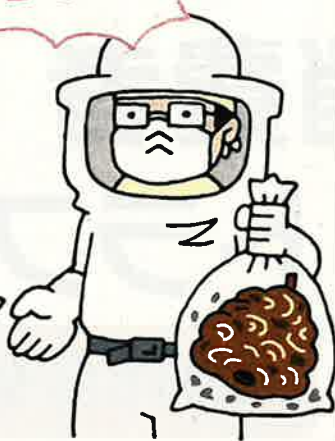
見守り 新鮮情報

蜂の巣があったので、**ネット**で検索し「**500円～**」と書いてあった駆除業者に連絡した。業者が来訪し、見てもらったところ「刺されたら大変だ。近所の人を刺したりしたら**補償問題**になる」と言われ、**怖くなり**依頼した。その際見積り額は提示されなかった。**作業終了後**、契約書兼請求書を渡されたが、約**15万円**と高額だった。支払わなければいけないか。

(80歳代)



15万円!?



©Kurosaki Gen

ネットの価格と 全然違う!?

害虫駆除サービスの トラブルに注意

ひとこと助言

慌てないで



見守るくん

- 害虫(蜂、ゴキブリ等)駆除サービスの作業内容や料金は、害虫の発生原因や状況等によって様々になることが一般的です。サイトや広告で「料金〇〇円から」と表示されていても、現場の状況次第では、表示された最低料金で依頼できるとは限りません。特に、極端に安い価格を表示するサイトや広告には注意が必要です。
- 自宅に害虫が出ると慌ててしまいがちですが、本当に緊急を要するものなのか等を冷静に考えることが大切です。複数社から見積もりを取り、比較検討してから依頼しましょう。不安をあおるなどして他の事業者と比較・検討する機会を奪うような事業者とは、契約しないようにしましょう。
- クーリング・オフ等ができる場合があります。困ったときはお住まいの自治体の**消費生活センター**等へご相談ください(消費者ホットライン188)。

本文イラスト：黒崎 玄

見守り新鮮情報 第546号(2026年7月23日)発行：独立行政法人国民生活センター

八幡平市役所市民部市民課消費生活相談窓口(平日月～金曜日、9:30～16:30)

☎0195-74-2111(内線 1066) FAX0195-74-2102